

## 適正就業基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）就業規約に定めるもののほか、就業に必要な基準に関する事項を定めるものとする。

(就業の条件)

第2条 センターは、会員の希望職種を参考にし、平等に就業機会を提供することに努めるとともに、就業に当たっては、会員の健康状態、就業意欲、就業に必要な技能・経験及び発注者との契約条件を斟酌して、就業を希望する会員との合意を得て決定するものとする。

2 就業に必要な用具類等は、原則として会員が用意するものとする。

(就業日数等の例外)

第3条 会員の就業日数等は、就業規約第5条に規定するとおりであるが、月別又は季節的に変動のある職種については、年間120日を超えない範囲において、1か月の就業日数が10日を超えることができる。また、理事長の承認を得た場合は、就業日数等を超えて就業することができるものとする。

(就業期間等)

第4条 就業期間は、発注者との契約に基づき、1年を限度とする。ただし発注者との契約更新により就業を継続する場合はこの限りでない。

2 就業上、支障があると認められる場合は、就業年齢を制限する。

3 就業期間の更新に当たっては、期限の1か月前までにセンター又は就業会員のいずれからも申し出がないときは、更新は自動的に行われたものとする。

4 就業規約第6条に規定する特定業務の就業期間は通算5年を限度とし、就業終了基準日は9月30日とする。ただし、未就業期間が1年以上ある場合は、通算年数に加算しないこととする。

5 前項の規定にかかわらず、理事長の承認を得た場合は、5年を超えて就業することができるものとする。

(就業不適合会員に対する措置)

第5条 センターは、就業会員が発注者、住民又は他の就業会員との間でトラブルを発生させた場合、又は健康状態、就業意欲、技術向上心、協調性その他就業上適正を欠くと認められる場合には、別に定める「就業上不適合な会員に対する措置に関する要綱」によるものとする。

(就業年齢の制限)

第6条 センターは、会員の加齢による体力や瞬間的判断能力の衰え等による不安を解消し安全就業を促進するため、自動車運転業務の就業年齢を満75歳

までとし、その就業年齢の制限の基準日は9月30日とする。

- 2 本人の申し出により自動車運転に支障をきたさないと判断される場合は、理事長の承認を受け就業年齢を延長することができる。
- 3 自動車運転業務以外の業務については年齢制限をしないが、理事長が特に指定する業務についてはこの限りではない。

(休業の手続き)

第7条 センターは、就業会員が傷病等により長期に休業する旨の申出を受けたときは、傷病等の状態及び療養期間等を明記した医師の診断書の提出を求めることができる。

- 2 確認できる休業期間が30日以内の場合は、他の会員の就業により休業を認めることとする。
- 3 休業が30日を超える場合、又は30日以内であっても休業期間後の就業が困難と認められる場合は、当該会員の就業を中止し、代替りの会員に就業させることができる。ただし、その場合は当該会員にその旨を通知する。

(健康診断書等の提示)

第8条 センターは、就業上及び会員の健康上必要と認められるときは、就業会員に健康診断書等の提出を求めることができる。

- 2 健康診断書等とは特定健康診査の結果通知書、健康手帳、通院時の領収書等で治療内容が確認できる書類であれば代用することができる。

(委任)

第9条 この基準の施行に関し必要な事項及び改廃については、理事会において決定する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月17日理事会)

この基準は、令和2年8月17日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日理事会)

この基準は、令和3年3月16日から施行する。